

2023年12月7日

大阪市長 横山 英幸 様

北大阪ユニオン（北大阪合同労働組合）

執行委員長 木村 真

豊中市岡上の町 2-5-28 田口ビル 2F

TEL：06-6846-8302

FAX：06-6846-8303

要 求 書

当組合は2021年12月より、大阪市内外で就労継続支援A型事業所を多数運営する『一般社団法人KIZUNA』と労働問題に関する交渉を続けています。その中で一般社団法人KIZUNA運営事業所における虐待や不正受給、その他違法行為が次々と明らかになりました。当組合に加入した利用者および元利用者は事業所内において、職員による虐待的対応を数多く経験しており、それらの全てを大阪市福祉局の担当部署に報告し続けてきましたが、現時点においても、いまだに大阪市は有効で利用者に寄り添った対応をしていません。事業所で傷つけられ、行政からの支援も得られなかった利用者が、最後の頼りとして当組合に相談に来ています。これは端的に大阪市の福祉行政が破綻していることを意味しています。真に利用者に寄り添った福祉行政の実現のため、当組合は下記の要求項目への回答と、速やかに協議を実施することを要求します。

1. 事業所で事業者によって不当な扱いを受けた利用者は、そもそも精神的に大きなダメージを負っており、パニック状態になります。そのような中で、縦割りの複雑な福祉行政のどの窓口相談したらいいのかを判断しなければいけません。また、窓口にとどり着いたとしても、相談を受ける職員は利用者の障害特性を理解しておらず、柔軟な対応をしてくれません。心身ともに疲弊しきった中で、ようやくたどり着いた窓口で「その話はこの部署では対応できません」などと言われて、希望が持てる利用者があるのでしょうか？現状では、トラブルに巻き込まれた利用者の多くが泣き寝入りを強いられています。利用者と担当部署の橋渡しを行う、どのような相談であろうとワンストップで対応できる相談専門の部署を速や

かに設置するべきです。また、混乱と不安の中にいる利用者を相談から解決までの間支援する、利用者の権利擁護を専門とする「権利擁護サポーター」を併せて制度として導入するべきです。

2. 一般社団法人 KIZUNA の例でも、多くの利用者が大阪市福祉局に状況を訴えましたが、実効性のある対応はしてもらえませんでした。現在に至るまで当組合の組合員らは一般社団法人 KIZUNA による不適切な利用者対応について、逐一大阪市福祉局運営指導課に報告を続けていますが、大阪市福祉局運営指導課は「証拠がないと動けない」などと能動的な対応をしてくれません。事業者の不正行為や虐待行為について、利用者に立証を求めるような態度は端的に間違っています。また、当組合執行委員が大阪市福祉局運営指導課と話し合いを行った際には、担当者から「多くの事業者を管轄していますので」といった発言がありました。事業者の多さに対しそれを管理監督する側の福祉行政のリソースが不足していることを表現しているのですが、そのしわ寄せが利用者に押し付けられるようでは本末転倒です。適切な管理監督ができるレベルにまで福祉行政の人員や予算を増やし、管理・監督を強化し、悪質な事業者を取り締まるべきです。
3. 当組合が開示請求等で調査を行ったところ、一般社団法人 KIZUNA の運営するほぼ全ての事業所は事業収入から賃金を支払っていません。経営改善計画書も、全く具体的ではない事業者の感想と願望が記入されているのみであり、この程度の作文で事業の継続が承認されていることは驚きです。虐待や不正行為の報告がされているのみならず、経営の改善もされていないこのような事業者に、なぜ 10 カ所以上もの事業所の設置を大阪市が認可してきたのか、理解できません。少なくとも、「虐待や不正行為の疑いがある」「事業収入から賃金を支払っていない」という 2 点を満たしている事業者については、新規の事業所の認可は保留するべきです。

以 上